

令和 3 年度

第 7 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和3年10月6日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和3年度第7回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画（案）について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 利用権の中途解約に係る通知の受理について
- 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取下願の受理について
- 報告第5号 農地法施行規則第29条第6項に関する農地転用の届出について

<出席委員>（10名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番委員：加曾利 益弘 | 2 番委員：佐川 順一郎 |
| 3 番委員：渡邊 さなえ | 4 番委員：森 紀久嗣 |
| 5 番委員：鈴木 孝一 | 6 番委員：井口 峰幸 |
| 7 番委員：小高 康熙 | 8 番委員：矢代 とみ江 |
| 9 番委員：末吉 章二 | 10 番委員：渡辺 忠洋 |

<欠席委員>（ 0名）

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】伊嶋 孝行 寺井 絵里

開 会（午後 1 時 5 8 分）

事 務 局 長
（ 秋 山 ）

本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和 3 年度第 7 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、10 名全員の出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。

よろしくお願いします。

議 長
（渡辺会長）

（渡辺会長あいさつ）

本日はお忙しい中、令和 3 年度第 7 回総会にお集まりいただきご苦勞様です。今月も多く議件が提出されておりますので、委員の皆様におかれましては円滑な議事進行についてご協力くださいますようお願いいたします。

それでは議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。

6 番委員の井口委員、7 番委員の小高委員にお願いします。

早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事 務 局
（ 寺 井 ）

今回も複数の案件が出ておりますが、まず始めに先月の総会から継続審議となっております番号 35 の案件について、事務局からの説明後にご審議をいただきたいと思います。そして番号 35 の審議が終了しましたら、いつもどおり番号 36 以降の説明を事務局で一括して行い、個別にご審議をお願いしたいと思います。

それでは 2 頁をお開きください。

番号 35。所在・地番：弓木〇〇番地。地目：田。地積：102 m²他 13 筆で合計 14 筆 6,139.95 m²。権利者：茂原市吉井下〇〇番地〇〇氏。義務者：茂原市早野〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/申請地を取得して規模拡大を図りたい。譲渡人/耕作・管理が困難であるため、譲受人に譲渡したい。権利内容：売買による所有権移

転。

なお、本案件につきましては、前回の総会において委員の皆様より差様々なご質問・ご指摘があったことから事務局から改めて申請者の方に確認を行いましたので、ご説明したいと思います。

まず、農業機械の保有状況が明記されていなかったということについては、栗を植える計画であることから農機具を所有までしている必要はないと考えるのでリースで対応するとのことでした。

次に有害鳥獣対策についての考え方ですが、実際どういう被害が発生するのかが分からないため今の段階で具体的な対策を明確に示すことができないとのことですが、必要に応じて町の農林課等に相談して適宜対応を実施するとのことでした。

また、収益について採算が合うのかという点については、営農計画ということで記載はしたのですが、特にこのことで収益を求めようということは考えておらず、体験農園的なことを目的としているので、採算性について問われても計画の趣旨とは違うとのことでした。

茂原市から申請地まで通って耕作をする通作について本当に可能ですかということにつきましては、農業の仲間もいるため十分に農地を管理することは可能との回答でした。

前回の申請において現況が山林化している農地が含まれていた点につきましては、今回実際に耕作が可能な農地のみ申請しております。山林化している農地については地目変更を法務局に行うとのことであり、裏付けるように本日付けで法務局から農業委員会宛に発せられた農地の転用事実確認照会を受領しましたので、後日地区担当の農業委員さんと事務局で現地調査を行い、法務局に調査結果についての回答を行います。

以上のことが前回委員の皆様からご質問、ご指摘をいただいた内容についてのご回答となります。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては 5 頁に掲載してございます。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

番号 35 について、事務局からの説明が終わりました。質問のある方は発言をお願いします。

小高委員
(7 番)

番号 35 については先月提出されたものがペンディングということで今回また番号 35 として提出されているのですけれども、先月の議案については無視ということでよろしいのでしょうか。

事務局
(伊 嶋)

番号 35 につきましては、前回保留というか継続審議となってお

りますので、農業委員会の受付番号はそのまま申請内容の差替というふうに捉えていただきたいと思います。

小高委員
(7番)

今回現地調査の説明がありませんでしたが、地区担当の森委員さんからこの後あるのでしょうか。

事務局
(寺井)

本案件につきましては森委員さんから一度現地説明を行っており、継続審議案件であることから今回は省略させていただきたいと思います。

小高委員
(7番)

地区担当の森委員さんは申請者の方と実際に会ってお話はされたのですか。

事務局
(伊嶋)

双方の都合がどうしても合わなかったことから、会長さんにご了解をいただき、事務局の方で申請者の方が大多喜町に来られる用があった時に来庁していただき、直接お会いしてお話を伺わせていただきました。

その時に現況が山林化している農地の取扱いについて農業委員会の席でも議論されている旨をお話しし、その上で申請者の方が内容を精査して今回申請書の再提出を行ったところであります。

説明が不足しており申し訳ありませんでした。

渡邊委員
(3番)

収益の点についてあまり考えていないとの説明がありましたが、そういう計画で許可してよろしいのでしょうか。

事務局
(伊嶋)

申請者の方は専業農家ではないため、この営農による収益をもって生活するというものではなく、農地を活用して栗拾い体験等娯楽的な体験農園的なことを目的としているものです。また、提出された計画に対して前回不足していた情報も補完され計画実効性について現実的な説明がなされ担保されておりますので、事務局としては逆に許可できない理由がないのではないかと考えますが、委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

小高委員
(7番)

申請地の地元農業委員である森委員さんの方から何かご意見はありますか。

森委員
(4番)

私は申請地の隣家にあたる訳ですが、事務局から説明があったように申請者の方から計画の実効性に対して対応方法の説明がされており、前回草刈り等農地の管理をちゃんと行う旨の誓約書も提出されておりますので、本件について許可しないという理由は

佐川委員
(2番)

ないと思います。

同じことをお伺いすることになるかも知れませんが、前回申請の筆数が24筆で今回申請の筆数が14筆ということは10筆が農地として活用することが困難な土地ということで、申請者の方が精査して本当に活用できる農地のみを修正申請した結果だと思います。前回の申請時に委員の皆さんから何点か疑問が出たことに対して先程事務局から説明があったという中で、本件については申請者の方が提出した計画を信用して許可をするという結論になると個人的には考えます。

議長
(渡辺会長)
議場

他にご意見はございませんか。

—— 「なし」の声あり ——

議長
(渡辺会長)
議場

それでは他にご意見がないようですので、番号35について許可することとしてご異議ございませんか。

—— 「異議なし」の声あり ——

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号35につきましては許可することで決定いたします。

続きまして事務局から番号36以降の説明をお願いします。

事務局
(寺井)

3頁をお開きください。

番号36以降については複数の案件が提出されていますので、一括してご説明させていただきますので、説明終了後にそれぞれの案件につきましてご審議をお願いいたします。

番号36。所在・地番：栗又〇〇番。地目：田。地積：505 m²。権利者：大多喜町栗又〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：市原市辰巳台東〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/自作地の隣接地であるため申請地を取得し、規模拡大を図りたい。譲渡人/現在農業を行っていないため、譲受人の希望により譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号37。所在・地番：下大多喜〇〇番。地目：田。地積：2,946 m²。権利者：長生郡睦沢町森〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/自作地の隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図るため。譲渡人/耕作できないため、小作契約している人に譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 38。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：1,021 m²他 1 筆で合計 2 筆 2,042 m²。権利者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/規模拡大のため。譲渡人/規模縮小のため。権利内容：売買による所有権移転。

番号 39。所在・地番：原内〇〇番。地目：畑。地積：89 m²他 5 筆で合計 6 筆 3,496 m²。権利者：大多喜町新丁〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：柏市つくしが丘〇〇番地〇〇〇〇〇氏。事由：譲受人/現在町内の貸家に居住し、町内農家の人達の手助けをしながら一緒に耕作しているが、今後は譲渡人の住宅を購入し、申請地の耕作を行いたい。譲渡人/住所地が遠方であるため耕作することが困難であり、後継者もいないため譲受人の要望に応じたい。

番号 40。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：1,021 m²他 5 筆で合計 6 筆 5,188 m²。権利者：大多喜町横山〇〇番地株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：現在小土呂の借地にて経営しているバラ園を国道 297 号線沿いの集客しやすい申請地付近に移転し、切花等の関連商品の販売促進を図りたい。譲渡人：以前耕作を依頼していた方が亡くなり、自身も高齢になり、今後耕作する予定がないため譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 41。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積：1,021 m²。権利者：大多喜町紺屋〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/これから株式会社〇〇〇〇が行うバラ園の事業地に私の父の農地があり、その土地を無償譲渡するための代替地とするため。譲渡人/数年前まで耕作してくれていた方が亡くなり、自分でも耕作ができなくなったため。権利内容：交換による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては 5 頁に掲載しております。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。番号 36 につきましては 1 番委員の加曾利委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

加曾利委員
(1 番)

9 月 30 日木曜日午前 9 時に現地にて権利者の〇〇〇〇氏立会いにより現地調査を実施してまいりましたのでご報告します。

申請地はお配りしてある資料にあります。地区の集会場を右折し 500m 位進行した先に神社がありますので、その手前の場所となります。

現況につきましては、申請地は以前から水稻の作付が行われておりますが、調査時には稲の刈り取りも終えており畦畔もきれいに草刈りをして管理されておりました。担当意見としては問題はないものと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ご苦労様でした。加曽利委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

佐川委員
(2番)

稲を刈り取った後とのことですが、どなたが耕作されているのですか。

加曽利委員
(1番)

権利者の〇〇さんです。

議長
(渡辺会長)

他にご質問はありますか。

議場

———— 「なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

それでは他にご意見がないようですので、番号36について許可することとしてご異議ございませんか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号36につきましては許可することで決定いたします。

続きまして、番号37につきましては9番委員の末吉委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

末吉委員
(9番)

ご報告いたします。

10月5日の午前中に権利者の〇〇さん及び義務者の〇〇さんの双方に聞き取りを行い、現地調査を実施してまいりましたのでご報告いたします。

申請地は県道を一宮方面に向かい下大多喜交差点を右折し、町道小土呂増田線を500m程進んだ左側となります。義務者の〇〇さんは自分で耕作ができないため現在小作契約している権利者の〇〇さんに譲渡したいとのことです。権利者の〇〇さんは自作地の隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図りたいしたいとの意向ですので、特に問題はないと考えます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

ご苦労様でした。末吉委員からの報告が終わりました。ご質問の

(渡辺会長)	ある方は発言をお願いいたします。
議 場	———— 「なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	それでは他にご意見がないようですので、番号 37 について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 37 につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号 38 につきましては 8 番委員の矢代委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。
矢 代 委 員 (8 番)	10 月 2 日の午前中に権利者の〇〇さんに聞き取りを行い、現地調査を行ってまいりましたのでご報告いたします。 申請地は資料の案内図にありますように、国道 297 号線大多喜バイパス横山交差点手前のセブンイレブン脇の農道に右折し、150 m 程度進むとグランプーケ大多喜がありますので、その先の 6 枚目と 9 枚目の水田となります。現況は既に稲の刈り取りは終わっており、権利者の方が耕作しております。義務者は自分で耕作ができないので現在耕作してくれている権利者の方に譲渡したいとの意向です。また、権利者の方は規模拡大を図っており、真面目に耕作されているので問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご苦労様でした。矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
小 高 委 員 (7 番)	直接的にこの案件には関係のない質問なのですが、今回から資料として国土地理院の航空写真が使用されていますが、これはいつ頃撮影された写真ですか。
事 務 局 (伊 嶋)	この航空写真は国土地理院のホームページに掲載されている一番年代の新しい画像から引用しています。各申請者の方から提出された位置図や案内図をコピーして資料作成する場合、原本の色が薄いと書かれていることが分からなくなってしまうことが多いことから、そういう資料については今回から委員の皆さんに分かりやすいように事務局で作成し直しています。

小 高 委 員
(7 番)

カラー写真で非常にわかりやすいと思います。以前はグーグルマップとかの画像を使用していたこともありましたが、今回国土地理院の画像を使用したことに何か背景はあるのですか。

事 務 局
(伊 嶋)

総会資料を作成する時に、申請地等の画像に線を引いたり枠で囲ったり文字を挿入したり委員の皆さんが見やすいように加工しておりますが、国土地理院の画像の方が色も鮮明で加工処理しやすいことから今回から使用しています。

事 務 局
(寺 井)

補足で、使用許諾の関係で国土地理院地図の方が自由に使用することができますので、今回から採用させていただきました。

議 長
(渡辺会長)
議 場

他にご質問はございますか。

———— 「なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

それでは他にご意見がないようですので、番号 38 について許可することとしてご異議ございませんか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 38 につきましては許可することで決定いたします。

続きまして、番号 39 につきましては 5 番委員の鈴木委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

鈴 木 委 員
(5 番)

9 月 30 日の午後に申請者代理人の〇〇さんと事務局伊嶋補佐の立会いにより現地調査を行ってまいりましたのでご報告します。

国道 465 号線を黒原から中野方面に向かい、志田製材所付近に地主さんの家があります。それぞれの申請地につきましては資料の航空写真を見ていただけると分かりやすいと思います。(以下、一筆ごとに現況を説明)

この中で馬場内〇〇番と〇〇番は田んぼとしての現況を成してなく、揚水の問題もあり水田としての利用は難しいと思われます。また、原内〇〇番につきましても周辺に地権者が 5～6 人いると思いますけれども長年耕作放棄地となっており獣の住処となっているような状況です。このような現状でありましたので、申請者代理人の方が現場から権利者の方に電話をして説明をしてくれたのですが、開墾してやりますとの回答でした。翌日、事務局の伊嶋補佐から連絡があり、代理人の方から改めて権利者に意思確認したが、

とにかく手を入れて畑をやりますとの回答だったと報告がありました。報告は以上です。ご審議をお願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ご苦労様でした。鈴木委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

小高委員
(7 番)

資料の営農計画書に譲受人の方は農機具を所有していると記載しており、権利取得後の農業経営の実態にも各種農機具が一式そろっているような記載がありますが、これは譲渡人が所有している農機具ということなのですか。

事務局
(寺 井)

農機具につきましては譲受人の方が所有しているという申請になっております。

小高委員
(7 番)

譲受人の方が現在住んでいる自宅に農機具があるということなのですね。

鈴木委員
(5 番)

私が聞いたところによりますと、譲受人は以前町おこし協力隊に入っており、自分も仲間と一緒に畑や水稻等農業をやっているとのことですので、農機具は仲間が所有しているもので、譲渡人は全く農機具を所有しておりません。

事務局
(伊 嶋)

補足説明となりますが、鈴木委員さんからもご報告いただきましたが、現地調査実施時に代理人の方から譲受人の方に電話連絡をしてくれて、現況の説明と農業委員会でも山林化している荒廃農地をそのまま農地として取得することに対して度々議論されている状況を説明してくれました。その上で代理人の方が後日改めてご本人の意思を確認し、連絡するとのことでありましたので、先日その報告を事務局で受けましたが、ご本人からは一緒にやってくれる仲間もいるので、開墾して耕作を行うとの回答があったとのことでありましたので、鈴木委員さんにもその旨ご報告をさせていただきました。

議長
(渡辺会長)
議長 場

他に何かご質問はありますか。

———— 「なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

それでは他にご意見がないようですので、番号 39 について許可することとしてご異議ございませんか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 39 につきましては許可することで決定いたします。

続きまして、番号 40 につきましては 8 番委員の矢代委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

矢 代 委 員
(8 番)

10 月 4 日の午前中、義務者代理人の〇〇さんに聞き取りを行い現地調査を行ってまいりましたのでご報告いたします。

申請地は国道 297 号線のセキハツオートワークスの事務所と車両置場の間の農道を 30m 程進んだ周辺となり、現況は 6 筆全てが耕作放棄地となっております。現在のバラ園は借地なので集客しやすい国道沿いに移転し、権利者は切花など関連商品の販売促進を図りたい意向であり、これまでも付近の農地を取得しております。隣接への日照の影響もなく、建物も建築しませんので問題はないと思います。報告は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長
(渡辺会長)

ご苦労様でした。矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

井 口 委 員
(6 番)

権利者の方はこれまでも多くの周辺農地を取得されていますが、これは全体的な事業計画に基づいて動いているということでしょうか。

事 務 局
(寺 井)

その通りです。

議 長
(渡辺会長)

他にご質問はありますか。

議 場

———— 「なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

それでは他にご意見がないようですので、番号 40 について許可することとしてご異議ございませんか。

議 場

———— 「異議なし」の声あり ————

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 40 につきましては許可することで決定いたします。

続きまして、番号 41 につきましても 8 番委員の矢代委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

矢代委員
(8番)

10月4日の午前中に権利者代理人の〇〇さんと義務者の〇〇さんにも話を伺い、現地調査を実施してまいりましたのでご報告いたします。

申請地の現況は耕作放棄地で、国道297号線白山台交差点を約100m千葉方面に直進し、左折した位置となります。株式会社〇〇〇〇のバラ園事業予定地に権利者の土地がありますが、権利者は所有権移転はしたくないとのことでありますので、その代替地として義務者の申請地と交換し、その後義務者が所有する別の土地を株式会社〇〇〇〇に無償譲渡する意向でありますので、特に問題はないと考えます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ご苦労様でした。矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

小高委員
(7番)

この農地は数年前まで耕作されていた方が亡くなったとのことなので、2～3年は耕作されていないということですね。

矢代委員
(8番)

申請地を耕作されていた方はこの周辺一帯を耕作していた〇〇さんです。その〇〇さんとの利用賃貸借契約期間が終了し、今回の話があったので申請を行ったとのことですよ。

議長
(渡辺会長)

他にご質問はありますか。

議場

—— 「なし」の声あり ——

議長
(渡辺会長)

それでは他にご意見がないようですので、番号41について許可することとしてご異議ございませんか。

議場

—— 「異議なし」の声あり ——

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号41につきましては許可することで決定いたします。

議案第1号については以上です。

続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局
(寺井)

6頁をお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第 4 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号 6。所在・地番：小土呂〇〇番の一部。地目：田。地積：1,809 m²のうち 424.35 m²。農地種別 2 種。農用地区域：外。権利者：東京都江戸川区上篠崎〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：現在私の息子が農業大学に通い農業の勉強をしているが、近い将来大多喜町に永住して農業を行いたいとの強い願望があるため、申請地に専用住宅を建築したい。

なお、本申請地につきましては令和元年 10 月にこの権利者の方ご自身が農地法第 3 条により取得しており、取得後 2 年半程しか経過しておりません。事務指針では農地法第 3 条の許可を受けて権利移動のあった農地の転用については許可後 3 年間は原則許可しないとされておりますが、今回の申請につきましては息子さんが現在農業大学に通って農業の勉強をしており、将来的に大多喜町に永住して農業をやりたいという強い願望を持ち、転用面積についても住宅建築に係る必要最小面積で申請し、残地部分についても今後も農地として利用するという意向を確認しております。このような経緯から今回議案として提案させていただきましたので、よろしくご審議の程お願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。番号 6 につきましては 8 番委員の矢代委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

矢代委員
(8 番)

9 月 30 日の午後、申請者代理人の〇〇氏と事務局 2 名の立会いにより現地調査を行ってまいりましたのでご報告いたします。

申請地は小土呂区の市部地区となり、現況は保全管理されております。申請者の息子さんは現在農業大学校で農業の勉強をしており、専用住宅を建てて大多喜町に永住して農業を行いたいとのことであります。給水については既存の井戸水を使用し、雑排水は合併浄化槽を設置して既設の用水路に放流する計画です。隣接農地との距離も十分あり日照の問題もないと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ご苦労様でした。矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議長
(渡辺会長)

事務局にお伺いします。先程の説明で前回の 3 条許可から 2 年半しか経過していないということですが、法的な問題はないので

すか。

事務局
(寺井)

この3年要件というのは千葉県の記事指針の中に記載されているものであり、農地法に定められているものではありません。千葉県の指針では原則的に3年間は許可しないことが好ましいとされていますが、やむを得ない事情等がある場合は例外的に許可することは可能とされています。

小高委員
(7番)

現在息子さんが農業大学校で学ばれていて、大多喜町に定住して農業をやりたいということなので歓迎すべきことなのですが、具体的に農業と言われても、どういう農業をやるとかいう展望はあるのでしょうか。

井口委員
(6番)

通われている農業大学は千葉県内の学校ですか。

事務局
(伊嶋)

東金市にある千葉県農業大学に在籍しており、来年の3月に卒業すると伺っております。

事務局
(寺井)

小高委員のご質問に対してですが、現在事務局の方では具体的な作目名や規模等についての詳細な部分については把握しておりません。まずは今回分筆する残地部分の農地について耕作をしたいという意思があることは確認しています。

小高委員
(7番)

大多喜町に永住して農業をやりたいという強い願望があるということで、今回その願望に答えましょうということで3年要件の特例として許可を出すとするのであれば、もう少し具体的な説明があった方がすっきりと納得できると思うのですが。ただ願望があっても一生懸命農業をやりますと言われても、農機具や耕作農地をどうするのかという疑問もある中で、農地転用して家を建ててもいいですよと安易に許可していいものかと考えますが。

議長
(渡辺会長)

過去の事例では家族の4条転用は容易にできたと記憶していますが。

矢代委員
(8番)

4条というのは自分の土地に自分のことをやるために農地転用を行うものなのですけれども、申請者の息子さんは今現在農業をやりたいと農業大学校で勉強している最中で、大多喜町で農業をやるためにも住む場所がないといけなないので、まず家を建てて基盤を固めてからと話していました。農業をやりたい、そうすると耕作する農地はどうするのかということも私は伺いましたが、それ

は徐々に探して行きたいということでありました。何にしましてもまずは住むところがないと始まりません。それ以上のことは私も今の段階では突っ込むことが出来ませんので、代理人の方にも強くは求めませんでした。大学を卒業してからの方向は出てくると思いますが、まずは自分の土地に専用住宅を建て、これからの考えを出すということではないでしょうか。

議長
(渡辺会長)

これによって大多喜町にも人口が増え、農業をやってくれる方が一人でも増えればよろしいことなのかなと私は考えますが。他にご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

小高委員
(7番)

農地法に不慣れな部分があって申し訳ないのですが、農地法っていうのは農業従事者に対して優遇しており、その延長線上に自分の所有する農地に関しては農地転用等が容易であったりとかします。一方農業従事者以外の方から見れば農地というのは自由に買うことも出来ない。このような現実に対して納税者の視点から見ると不公平だと映ってしまうことがあるとすれば、そう映らないようにするため、我々農業委員会は自己指針を少し整理し、安易に許可相当として決定するのではなく、何らかの担保があった上で承認をした方が説得力のある決定となると考えますがいかがでしょうか。

矢代委員
(8番)

余談になってしまうかも知れないのですが、農業経営いわゆる耕作を目的とするのが農地法3条の申請です。4条申請は自分の土地に自分が目的とするものを作るというもので、一般の方も農地を買うことが出来るのが5条の申請となります。5条は農地を買って専用住宅や作業場を建てたりして農地以外の地目に変更して使用することを目的とした申請手続となります。本案件自分の土地に自分の子供のための家を建てて農業をやるという4条計画の内容でありますので、ご理解をいただきたいと思うのですが。

議長
(渡辺会長)

個人的な発言を許していただきたいと思うのですが、やはり4条というのは私も矢代委員がおっしゃっているように、自分の土地に子供とか家族のための施設を建てるということは非常に喜ばしいことだと考えますので、今回の案件は法の趣旨に反していないと思います。確かに特に担保的なものは示されておきませんが、話の中で現実に農業大学校に行っており、卒業後に農業をやりたいということを計画しているのであれば、個人的には許可相当として良いのではないかと考えますが、他の委員の皆さんのご意見はいかがでしょうか。

加曾利委員 (1 番)	過去の委員会の中でもあったのですが、4 条申請というのは矢代委員もおっしゃっていましたように家族のために居住する家を作るとかそういう関係のことでもありますので、許可相当という決定をしておりました。
矢代委員 (8 番)	今回申請されている方はまだ農業をやっていないので専用住宅ということで 500 m ² 未満の住宅を建てる予定となっていますが、確かに農業と言うのは恵まれているところがあり、農家住宅だと 1,000 m ² まで許可されますので、一般の方よりも優遇されている部分はあると思います。でもそれが農地、農業経営のいいところということではないでしょうか。
議長 (渡辺会長)	他に何かご意見はございますでしょうか。
議場	—— 「なし」 の声あり ——
議長 (渡辺会長)	それでは質問はないようですので、番号 6 については許可相当とすることとして異議ございませんか。
議場	—— 「異議なし」 の声あり ——
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 につきましては許可相当することと決定いたします。 議案第 2 号については以上です。 続きまして議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (寺 井)	7 頁をお開きください。 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 5 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号 20。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積 320 m ² 。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：大多喜町横山〇〇番地鍛冶区代表者〇〇〇氏。義務者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇氏。事由：現在鍛冶区青年館には駐車場がないため集会等は区民が徒歩で参集している。しかしながら高齢者が多く、徒歩での参集が困難な区民もいることから、申請地を駐車場として整備し利用したい。転用を伴う所有権移転。

番号 21。所在・地番：堀之内〇〇番。地目：畑。地積 793 m²。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：東京都渋谷区上原〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町堀之内〇〇番地〇〇〇氏。事由：資産を形成して行こうとする中で様々な投資対象を検討した結果、リスクや環境への影響面と利回りを鑑み、太陽光発電事業に投資することとし、申請地を譲り受け太陽光発電施設を設置したい。転用を伴う所有権移転。

番号 22。所在・地番：横山〇〇番。地目：田。地積 166 m²他 1 筆で合計 2 筆 619 m²。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：野田市関宿台町〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：番号 21 と同じ。転用を伴う所有権移転。

事務局からの説明は以上です。

議 長
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。番号 20 につきましては 7 番委員の小高委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

小 高 委 員
(7 番)

9 月 29 日の午前 9 時に申請者代理人の〇〇氏と事務局の伊嶋補佐、途中から申請者の〇〇氏も加わり現地調査を行ってまいりましたのでご報告いたします。

申請地は県道里見大多喜線を市街地から川崎病院方面に向かい、泉水交差点の 100m 程手前に鍛冶青年館がありますが、その裏手となります。現況につきましては申請者代理人が撮影した写真を資料に添付してありますが、少し盛土といえますか整地がされており、砂利を敷いて駐車場にするという計画であります。高齢者も多いことから自家用車で乗り付けたいという希望が区に寄せられており、義務者の〇〇氏も売却を決断されたということから今回の申請に至ったとのことであります。

一つ懸念されることは今回の申請地に既設の青年館建物が半分位入ってしまっている、つまり農地の一部に建築物が無許可で建てしまっているということで、この青年館は昭和 40 年代に建設されたものでありますが、それ以降法律上は違法で設置されたままとなっているというものです。このことにつきましては、事務局の方で始末書の添付を求めることになっております。

事 務 局
(伊 嶋)

小高委員に経過のご報告をしなくて申し訳なかったのですが、現地調査後に夷隅農業事務所に確認しましたところ、この青年館の建設は当時町、つまり公的機関が建設したこと、鍛冶区が地縁団体としての登録があるということから本申請に対して事後承認的に手続を行うことについて問題がないとの回答を得ています。

小高委員
(7番)

ということは始末書の提出はしなくていいということですね。

事務局
(伊嶋)

その通りです。

小高委員
(7番)

という事務局の説明ですので、懸念は解消されたことから本案件につきましては、私は心配されるものはないと考えます。ご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ご苦労様でした。小高委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議長
(渡辺会長)

私からちょっとお伺いしたいのですが、鍛冶区として登記は出来るのですか。

事務局
(伊嶋)

法人格を持つ地縁団体としての登録がなされておりますので、可能です。

議長
(渡辺会長)

他にご質問のある方はおりますか。

議場

—— 「なし」 の声あり ——

議長
(渡辺会長)

それでは質問はないようですので、番号20については許可相当とすることとして異議ございませんか。

議場

—— 「異議なし」 の声あり ——

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号20につきましては許可相当とすることと決定いたします。

続きまして、番号21につきましては私が現地調査を担当しましたのでご報告をさせていただきます。

10月5日火曜日、午後1時30分に事務局2名と申請者代理人である株式会社〇〇〇〇の〇〇さん立会いにより現地調査を実施しました。申請地は国道297号線を勝浦方面に向かい堀之内交差点を右折し約100m先の十字路を右折、そこから町道を100m前進してT字路を左折して約200m進み、以前経営されていた養豚場を左折し更に50m程進んだ場所となり、高台に位置した場所となっております。

資料の写真をご覧になっていただけると分かるかと思いますが、付近には以前設置され、稼働中の太陽光発電が2機あり、現況

は草が長靴の高さ程伸びていましたが整地されており、高低差も少なくかなり平らな場所となっております。隣接地は耕作放棄地となっており、隣接地所有者にも説明を行い、了解済となっております。また、雨水についても特に問題はないと判断いたしました。調査農業委員の意見としては、5条転用許可相当として判断してよろしいと考えます。説明は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

渡 邊 委 員
(3 番)

この案件のみのことだけではなく、町全体のことを考えての意見なのですけれども、法律的に転用が可能だとしても農地がだんだん太陽光施設になってしまっていることに懸念を感じます。添付資料にありますが、10年間継続すると売電力全てを買い取るとされていますが、10年経った時にパネルの産廃をちゃんと処分してもらえるのかとか費用はどうするのかとか、そういった先々のことまで考えて転用の許可判断した方がいいのではないかと思います。ここからは質問なんですけれども、転用を伴う所有権移転ということは土地は譲渡人が所有したまま利用権というか使用権は譲受人ということなのでしょうか。

議 長
(渡辺会長)

所有権移転ですので、全ての権利は譲受人に移るということになります。

事 務 局
(寺 井)

今回の申請理由は転用を伴う所有権移転ですので、土地の名義が譲受人の方に代わると同時に所有権が移転してしまうという内容になります。

渡 邊 委 員
(3 番)

ということは、最悪売電が出来なくなったり、価格が下がった場合はそのまま放置されてしまう可能性もあるということですね。

井 口 委 員
(6 番)

審査にあたっては問題はないとしても、先々のことを考えると最終的には町が負担して撤去や処分することにもなりかねないと思いますので、私も許可にあたっては慎重に判断すべきであると考えます。

事 務 局
(伊 嶋)

渡邊委員さんや井口委員さんがおっしゃっていることを懸念されていることは一町民として正直事実だと思いますが、農業委員会として許可判断を行う場合、そこまで踏み込んだ判断を行うのかという部分はあると思います。

渡 邊 委 員
(3 番)

農業委員会としてというお話は分かったのですが、申請された方に対して町としてそういう政策とか何か提案をもらうという時間をもらうということは出来ないのでしょうか。

議 長
(渡辺会長)

渡邊委員のおっしゃっていることは私が持っている疑問と同じなのですが、農地法ではそこまで踏み込むことが出来ませんので、町単独でそういうことをやるなら環境サイドで許可を止めるような条例を策定してもらうとかの方法だと思いますので、我々農業委員会の仕事とはちょっと違うのではないかと考えます。農業委員としてではなく、私個人の意見としては環境サイドに訴え動かして規制して行くしかないのではないかと思いますので、農地法の範疇では無理だと考えます。

小 高 委 員
(7 番)

再生エネルギーの関係につきましては 2 か月位前に私が担当した案件の時にも問題提起をさせていただきましたが、今世界全体の動きとしては温暖化が大きな問題となっており、国の方も太陽エネルギーとかの対策に傾斜しているところであります。経済産業省が原発や既存のエネルギーを既得権としてやって行きたいというのがあるが海外からのプレッシャーもあってエネルギーミックスを再生エネルギーの方にシフトしていかなければならない。環境省が主導権を持って経済産業省もそれに追従せざるを得ない状況になって来ており、農林水産省もそういう方向に動いている中で、農地法も少し柔軟に考えたらというような流れで 2 か月前に質問したところ、事務局もそういう動きになって来ていると回答し、議長は 10 年 20 年したらリサイクル出来ない大きな環境問題になるのではないかと懸念を表明されました。

世界全体、日本国全体の流れからすると再生エネルギーの方へ向かっていると考えられますので、農業委員会としてもそちらの方に向かわざるを得ない、あるいは荒廃農地で何も利用されていない場所に再生エネルギーを設置するということは、私はそんなに悪いことではないと考えます。

もちろん渡邊委員がおっしゃているように懸念はありますが、農地法はそこまで踏み込めない、ストップをかける権限がないということは明白なので、時流に乗るといえるか、これから再生エネルギーの案件もたくさん出て来ることが予想されますので、もちろんケースバイケースで農業委員会としても審査をちゃんとやって、申請者側も再生エネルギーをちゃんとやってくれて事業を継続していただけるように我々としても出来る限りの担保を取って落ち度のないようにやって行こうというふうに思います。

全体的な流れからするとそういうような傾向なのかなというの

が私が 2 か月前に質問した時の印象でしたので、また今回同じような質問が出てしまうとどうなのかなという感じもしました。

事務局
(伊 嶋)

関連なんですけれども、大多喜町ではまだ事例案件はないのですが、最近営農型太陽光発電の問い合わせが数件事務局の方にあり、近隣だといすみ市の山田地区で事例があると聞いております。小高委員さんがおっしゃっていたようにクリーンエネルギープラス農業が合体していけば農地が減るわけではなく、カーボンニュートラルにも繋げて行けるのかなと考えます。いずれ本委員会にも議案としてあがって来ると思いますので、その際は委員の皆さんにご審議をいただきたいと思います。

小高委員
(7 番)

今の件についての補足なんですけれども、いすみ市山田の〇〇さんの所でソーラーシェアリングを利用して可動式のソーラーパネルの下でブルーベリーを作っています。それが環境省で第1号で許可になったもので、鶴舞に一か所ソーラーシェアリングでやられています。農林水産省もソーラーシェアリングなら許可を出すということです。

議長
(渡辺会長)

小高委員が話されたように国も世界もそういう流れになって来ていて、東京都とかでは新築住宅に太陽光を作れというような制度も検討しているとの情報もあります。このような中で我々農業委員会も小高委員が言われたように規制とまでは言えませんが、上手に運用して行けたらいいなと考えます。

小高委員
(7 番)

そういう意味で言ったら農業委員会として日本国内でこういう再生エネルギーは増えて来るでしょうから、他の地区、例えばいすみ市とか市原市でもこういう案件は出ているでしょうから、どういう方向性を出しているのか知見を伺って見るのも重要ではないのかなと考えます。

佐川委員
(2 番)

一点だけ確認と言いますか事務局にお伺いしたいのですが、事業計画書の最後の方にその他で埋蔵文化財云々という文言が入っておりますが、この件についてはどのようなになっていますか。

事務局
(寺 井)

この申請地の付近は大多喜町の埋蔵文化財区域に指定されているということで、町生涯学習課に届出を提出しているということですが、千葉県調査が遅れているということですので、まだ試掘等がされていないようですので、現在回答待ちの状態とのこと。

佐川委員
(2番)

回答待ちとのことですが、それで問題はないのですか。

事務局
(寺井)

最終的に千葉県が農地転用を許可する際にそこを考慮するかどうかということなのですが、無視しては許可にならないと思いますので、その結果がクリアになって同時に農地転用許可を出すのではないかと思います。

議長
(渡辺会長)
議場

他にご質問はありますか。

———— 「なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

それでは質問はないようですので、番号21については許可相当とすることとして異議ございませんか。

議場

———— 「異議なし」の声あり ————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号21につきましては許可相当とすることと決定いたします。

続きまして、番号22につきましては8番委員の矢代委員が現地調査を担当しましたのでご報告をお願いします。

矢代委員
(8番)

9月30日の午後、事務局2名と一緒に現地調査を行ってまいりましたのでご報告いたします。なお、義務者の〇〇さんにも聞き取りを実施しています。

申請地は国道297号線を市原方面に向かい、町道横山新古屋線に左折して200m位進んだ場所となります。申請地は耕作されておりません。権利者の方は資産運用を太陽光発電に投資することとし、申請地がふさわしいとのことと決められたとのこととです。場所は整地のみで造成は行いません。申請地の真ん中に青道が通っておりますが、担当課と話し合い青道の上は通らないように設置するとのこととです。排水は雨水のみで自然浸透です。隣接農地への日照の影響もなく、距離も十分にあるので問題はないと思います。

先程大分協議されていましたが、太陽光発電は今は全国的なものとなっております、事業者の方もそれなりに発電所を経済産業省の方に申し出て自分の発電所をもらっておりますので、それなりに自覚もされて運用しているものと考えますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 (渡辺課長)	ご苦勞様でした。矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
井 口 委 員 (6 番)	申請地付近に太陽光パネルが設置されているようですが、今回と同じ方ですか。
事 務 局 (寺 井)	別の方が設置しているものです。
小 高 委 員 (7 番)	番号 21 と番号 22 は事由が全く同じなんですけれども、同じ人がやっている訳ではないんですよ。
事 務 局 (寺 井)	事業計画書を提出して来た申請者代理人が同一の事業者であるため、事由が同じになったものと思われます。
井 口 委 員 (6 番)	農家の方が多目的利用でこういう申請をして来るのは理解出来るのですが、お金儲けすることを目的に町外の方が申請をして来ることに抵抗があって、許可をするときに維持管理や処分をちゃんとするという旨の念書みたいなものは取れないのでしょうか。
事 務 局 (伊 嶋)	農業委員会としては申請案件について許可判断を行うことが役割であり、念書等につきましても提出を求める法令等根拠となるものがないため難しいと考えます。
矢 代 委 員 (8 番)	太陽光発電設備につきましては、今回はたまたま資産運用という事由で申請が出ておりますけれども、これはあくまで権利者がこういう内容でやりたいということで申請して来たもので、農業委員会はその土地の申請内容に対して許可相当としていいのかを判断して県に送ることを業務としており、県に送っても不適格な内容のものであれば当然県の許可は出ません。町農業委員会はその前段階で審査を行っているものですので、理由については権利者の方が申請しているものを尊重してあげなければいけないのではないかと考えます。
事 務 局 (伊 嶋)	申請理由が営利目的ということだけで否定的な判定をすることになってしまいますと、商業施設や直売所等の申請につきましても同様に否定することになってしまいます。農業委員会としてはあくまで申請された計画内容が許可相当として判断されるか否かについて審議・判定を行うものと考えます。
議 長	他にご質問はありますか。

(渡辺会長) 議 場	———— 「なし」 の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	それでは質問はないようですので、番号 22 については許可相当とすることとして異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」 の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 22 につきましては許可相当とすることで決定いたします。 議案第 3 号については以上です。 続きまして議案第 4 号「農業経営基盤強化法第 18 条の規定による農用地利用集積計画(案)」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	9 頁をお開きください。 議案第 4 号「農業経営基盤強化法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。 1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり 2. 公告を予定する日：令和 3 年 10 月 7 日 農用地利用集積計画の各筆明細につきましては、10 頁から 13 頁に掲載してあるものとなります。なお、利用権の設定を受ける者(借り手)の農業経営の設定後の状況につきましては 14 頁に掲載のとおりでございます。 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	事務局の説明が終わりました。 質問のある方は発言をお願いします。
議 場	———— 「なし」 の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	質問がないようですので、議案第 4 号について原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」 の声あり ————
議 長	異議なしと認め、議案第 4 号は原案のとおり決定することとし

(渡辺会長)

ます。

議件は以上でございます。

それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。

事務局
(寺井)

15 頁をお開きください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について」

下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。

番号 16。所在・地番：平沢字深谷〇〇番。地目：田。地積：300 m²他 10 筆で合計 11 筆 6,104 m²。登記原因・日付：相続・令和 3 年 9 月 1 日。権利者：大多喜町笛倉〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 17。所在・地番：田代字澤口〇〇番。地目：田。地積：363 m²他 4 筆で合計 5 筆 3,947 m²。登記原因・日付：相続・令和 3 年 9 月 6 日。権利者：大多喜町田代〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 18。所在・地番：三又字田原〇〇番。地目：畑。地積：33 m²他 19 筆で合計 20 筆 13,953 m²。登記原因・日付：相続・令和 3 年 9 月 10 日。権利者：大多喜町三又〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第 2 号「利用権の中途解約に係る通知について」

下記のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定による中途解約に係る通知を受理したので報告する。

番号 5。所在・地番：横山字向田〇〇番。地目：田。地積：1,186 m²。貸付人：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏、借受人：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：減反のため。

番号 6。所在・地番：横山字横山下〇〇番。地目：田。地積：1,021 m²。貸付人：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏、借受人：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：減反のため。

番号 7。所在・地番：横山字横山下〇〇番。地目：田。地積：1,021 m²。貸付人：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏、借受人：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：減反のため。

番号 8。所在・地番：下大多喜字峯越前〇〇番。地目：田。地積：2,946 m²。貸付人：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏、借受人：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：自分で耕作できないため借受者に所有権移転したい。

報告第 3 号「農地の転用事実に関する照会について」

下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。

番号 8。所在・地番：船子字西前〇〇番。地目：田。地積：353 m²。変更登記地目：公衆用道路。登記原因・日付：地目変更/令和 3 年 6 月 4 日。調査・報告地目：令和 3 年 9 月 15 日及び 17 日現地調査。

本件につきましては事務局の伊嶋が同行し、6 番の井口委員と 7 番の小高委員が別々の日程により現地調査を実施いたしました。

照会地は大多喜中学校体育館の東側に位置している。令和 2 年 7 月 27 日付千葉県夷農指令第 164 号の 3-13 で許可されており、現況が公衆用道路となっているため非農地として回答する。

土地所有者の住所・氏名：夷隅郡大多喜町。

番号 9。所在・地番：横山字鍛冶町〇〇番。地目：畑。地積：21 m²。変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。調査・報告地目：令和 3 年 9 月 15 日及び 17 日現地調査。

本件につきましては事務局の伊嶋が同行し、6 番の井口委員と 7 番の小高委員が別々の日程により現地調査を実施いたしました。

照会地は鍛冶青年館南側の川沿いに位置している。現況は筆一面に竹や雑木が生えており、雑木の直径は 30cm を超えるものもあることから、昭和の終り頃から現況が変化して 40 年以上が経過していると認められるため、農地への復元は困難と判断し、非農地として回答する。

土地所有者の住所・氏名：鎌ヶ谷市初富本町〇〇番地〇〇〇〇氏（持ち分 1/4）、大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇氏（持ち分 3/4）。

報告第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取下について」

下記のとおり、農地法第 5 条の規定による許可処分の取下願の提出があったので報告する。

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請年月日：令和 3 年 7 月 21 日

2. 許可を受けた者の住所、氏名及び土地の表示等

番号 3。譲受人：大多喜町大戸〇〇番地〇〇〇〇氏。譲渡人：大多喜町大戸〇〇番地〇〇〇〇氏。許可申請取下げに係る土地：所在・地番/大戸字平山〇〇番。地目/畑。地積/472 m²他 2 筆で合計 3 筆 1,287.91 m²。用途：太陽光発電施設。取下理由：申請地の面積が太陽光パネルの設置面積に対して過大であったので、申請内容を見直すため。

報告第 5 号「農地法施行規則第 29 条第 6 号に関する農地転用の届出について」

下記のとおり、届出があったので報告する。

番号 1。所在・地番：小田代字沢田〇〇番。地目：田。地積 241 m²他 3 筆で合計 4 筆 1,479 m²。転用の目的に係る施設：憩いの広場、イベント時会場。届出者：大多喜町大多喜 93 番地 大多喜町長 飯島勝美。工事期間：令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日。

報告事項は以上で終了となります。

議 長
(渡辺会長)

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして議事日程 6「その他」に入ります。

事務局から何かございますか。

事 務 局
(伊 嶋)

前回総会にご報告させていただきました〇〇氏との利用賃貸借権解約手続につきまして、10 月 4 日に相続財産管理人である〇〇弁護士事務所を訪問し、中途解約を希望する方から提出された「利用権の中途解約に係る通知書」を直接渡してまいりました。今後、裁判所の許可を経て解約手続が完了する予定でありますので、手続が完了次第該当する地権者の方には通知にてご報告をさせていただきますと思います。

議 長
(渡辺会長)

事務局からの報告がありました。委員の皆様もご承知置きしたいと思います。

それでは以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事 務 局 長
(秋 山)

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉 会 (午後 4 時 17 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年10月6日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 井口 峰幸

署名委員 小高 康照